

長野県議会からの請求に係る監査の結果に関する報告

第1 請求の受付

1 請求年月日

県議会から監査の請求があったのは、平成18年10月19日である。

2 監査請求事項

前丸山勝司代表監査委員に公務用として貸与していた携帯電話の使用料

3 監査請求事項に係る県議会からの趣旨等の聴取

平成18年10月25日、監査請求事項の趣旨等を確認するため、県議会から説明を受ける機会を設けた。

県議会を代表して清水洋議員は、前丸山勝司代表監査委員に公務用として貸与していた携帯電話（以下「本件公用携帯電話」という。）の使用について、公務との関連性や公金の支出として適切であったかなど不透明な状況にあるので、その真相を明らかにしてほしいと説明した。

第2 監査の実施

1 監査対象事務

本件公用携帯電話の使用料に関し、違法又は不当な公金の支出の有無とした。

2 監査対象機関

監査委員事務局を対象機関とした。

3 関係人調査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第8項の規定により、本件公用携帯電話の使用状況を確認するため、平成18年10月25日、丸山勝司前長野県代表監査委員（以下「前代表監査委員」という。）から聞き取り調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事務について、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 代表監査委員及び監査委員の職

監査委員は、法第180条の5第1項の規定に基づき、県の執行機関の一つとして設置されている特別職で、知事が議会の同意を得て、人格が高潔で、財務管理、

事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者及び議員のうちから選任される。

監査委員には、法により特定の職との兼職等が禁じられているほか、直接の利害関係のある事件については除斥規定もあり、公正不偏な監査を実施するために必要な規定が設けられている。

都道府県の監査委員の定数は4人で、長野県の場合、識見を有する者が3人、議会選出が1人と、監査委員に関する条例（昭和39年長野県条例第59号）で定められている。識見を有する者の中から選任される監査委員を常勤とすることができ、都道府県にあっては、識見を有する者の中から選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は常勤としなければならないと法で定められている。長野県の場合、常勤の監査委員を1人選任し、代表監査委員が兼務している。

代表監査委員の主な職務は、監査委員に関する庶務、監査委員事務局職員の任免等である。

(2) 公用携帯電話の貸与基準等

長野県としての公用携帯電話の貸与基準や使用基準はなく、使用方法は、各人の判断に任されているのが現状である。

(3) 本件公用携帯電話を貸与した経過

前代表監査委員は、平成15年10月14日、長野県代表監査委員に選任された。着任後すぐに「公用の携帯電話を貸与して欲しい」と監査委員事務局に伝えたが、同局職員は、「委員監査で出張の際は、委員監査の随行者に公用の携帯電話を貸与している」と説明し、前代表監査委員の要求を断った。

しかしながら、その後も再三「公用の携帯電話を貸与して欲しい」と催促されたことから、監査委員事務局は、平成15年12月、委員監査の随行者用に契約していた携帯電話を前代表監査委員に貸与することとした。その際に、「委員監査等で出張の際の連絡用として使用して欲しい」旨を複数の監査委員事務局職員が前代表監査委員に伝えていた。

(4) 本件公用携帯電話の使用料

本件公用携帯電話の平成15年10月以降のダイヤル通話料とパケット通信料（消費税抜き）は、次のとおりである。

なお、平成18年7月24日から、ウェブアクセスのパケット通信料が定額となる料金プランに変更している。

利用年月	ダイヤル通話料 ①	ポケット通信料 ②	計 ①+②
平成 15 年 10 月	1,890	165	2,055
平成 15 年 11 月	2,254	0	2,254
平成 15 年 12 月	2,184	0	2,184
平成 16 年 1 月	1,344	264	1,608
平成 16 年 2 月	434	0	434
平成 16 年 3 月	98	0	98
平成 15 年度 計	8,204	429	8,633
平成 16 年 4 月	406	4,449	4,855
平成 16 年 5 月	224	7,903	8,127
平成 16 年 6 月	280	11,066	11,346
平成 16 年 7 月	560	7,459	8,019
平成 16 年 8 月	0	6,080	6,080
平成 16 年 9 月	84	8,490	8,574
平成 16 年 10 月	1,022	7,168	8,190
平成 16 年 11 月	476	5,970	6,446
平成 16 年 12 月	434	9,430	9,864
平成 17 年 1 月	294	6,773	7,067
平成 17 年 2 月	168	10,645	10,813
平成 17 年 3 月	504	16,092	16,596
平成 16 年度 計	4,452	101,525	105,977
平成 17 年 4 月	238	8,553	8,791
平成 17 年 5 月	42	8,209	8,251
平成 17 年 6 月	1,470	13,673	15,143
平成 17 年 7 月	112	13,761	13,873
平成 17 年 8 月	126	28,579	28,705
平成 17 年 9 月	28	20,181	20,209
平成 17 年 10 月	350	16,560	16,910
平成 17 年 11 月	196	22,197	22,393
平成 17 年 12 月	210	22,142	22,352
平成 18 年 1 月	42	16,536	16,578
平成 18 年 2 月	308	9,780	10,088
平成 18 年 3 月	84	15,774	15,858
平成 17 年度 計	3,206	195,945	199,151
平成 18 年 4 月	280	15,632	15,912
平成 18 年 5 月	770	8,024	8,794
平成 18 年 6 月	42	11,918	11,960
平成 18 年 7 月	320	2,445	2,765
平成 18 年 8 月	20	3,900	3,920

平成 18 年 9 月	460	3,900	4,360
平成 18 年 10 月	820	3,900	4,720
平成 18 年度 計	2,712	49,719	52,431
合 計	18,574	347,618	366,192

平成 16 年 4 月以降、本件公用携帯電話の使用料が増加したことから、監査委員事務局職員が前代表監査委員に使用状況を確認したところ、「必要なことに利用している。事務担当者が注意すべきことではない」旨の発言をされたことから、それ以降、監査委員事務局職員が前代表監査委員に使用状況を確認することはしなかった。

(5) 本件公用携帯電話のウェブアクセス履歴

前代表監査委員は、本件公用携帯電話本体に蓄積された各種情報を消去して返還したことから、本件公用携帯電話本体からウェブアクセス先やメールの送受信履歴を調べることはできなかった。

そこで、監査委員事務局は、平成 18 年 7 月 24 日に申し込んでいた携帯電話サービス事業者が提供するウェブアクセス履歴検索サービスを活用して、本件公用携帯電話が県に返還された後直ちに、同年 7 月 24 日以降のウェブアクセス履歴を入手した。

前代表監査委員が本件公用携帯電話を利用して閲覧していたウェブは、10 月 15 日までは大手証券会社（1 社のみ）の株価検索画面及びその画面にアクセスするための入口とも言えるメニュー画面のみであった。この株価検索画面に 17 企業（銘柄）を登録し、定期的に関覧していた。当該画面から得られる株価情報は、銘柄ごとに、現在値、前日比、始値、高値、安値、出来高等である。

なお、本件公用携帯電話を利用して当該 17 企業の株式を売買していることは認められなかった。

17 企業の株価を閲覧するためにアクセスした月日及び時間帯は、次のとおりである。

株価閲覧画面にアクセスした月日	17 企業の株価閲覧画面にアクセスした時間
7 月 24 日（月）	13 時台
7 月 25 日（火）	10 時台、12 時台
7 月 31 日（月）	11 時台、14 時台
8 月 11 日（金）	12 時台
8 月 15 日（火）	11 時台
8 月 18 日（金）	9 時台
8 月 30 日（水）	9 時台、10 時台、13 時台、14 時台

9月1日(金)	11時台、12時台、13時台、14時台
9月4日(月)	10時台、11時台、14時台、15時台
9月5日(火)	9時台、10時台、11時台、13時台、14時台、15時台
9月6日(水)	11時台
9月19日(火)	9時台
9月20日(水)	16時台

上記のうち、7月31日、8月30日、9月1日・4日・5日・6日は、本庁の部局を対象に委員監査を実施した日である。したがって、前代表監査委員は、委員監査を実施中に株価を閲覧していたことになる。

(6) 関係人調査の概要

ア アクセス履歴に関する説明

前代表監査委員は、平成18年10月17日に開催された県議会総務委員会において、「パソコンと携帯電話の両方を使ってホームページにアクセスしているが、新聞社のサイトや『2チャンネル』には携帯電話ではアクセスしていない。携帯電話では、簡単に画面を取得できるところにアクセスしている。」と発言していたが、関係人調査では、「メニューリスト画面からアクセスできる新聞社のサイトがほとんどである。また、ホームページへのアクセスだけでなくメールの送受信も行っていった。」と説明した。

総務委員会等でアクセス履歴を公表しなかった理由として、「監査委員には守秘義務があり、どのようなサイトにアクセスしていたかを公表すれば守秘義務違反となる。かりに私が公表すれば、大きな影響を与えることになる。また、監査業務に関する情報を入手するために使用したのであり、私的に使用していない。私的に使用していないのだから、そのことを証明することができない。」と述べた。

イ 監査委員事務局が取得したウェブアクセス履歴に関する証言

前代表監査委員が本件公用携帯電話でのアクセス履歴を具体的に説明しないこと、また、総務委員会と関係人調査での発言内容が異なることから、監査委員事務局が取得した平成18年7月24日以降の本件公用携帯電話のウェブアクセス履歴を前代表監査委員に説明した。

この説明に対し、前代表監査委員は、大手証券会社のサイトにアクセスしていたことを認め、「自分が買いたいと思っていた銘柄を本件公用携帯電話に登録し、自身のポートフォリオ(個々の投資家が保有している金融資産の集合体)のために株価の動向に注目していた。公私の区別なく、公用の携帯電話でアクセスしていたことはルーズであった。」と述べた。また、「本件公用携帯電話の

使用方法については、平成 18 年 7 月以前も以降も同様である。」と証言し、監査委員事務局が取得したウェブアクセス履歴の内容に異議は唱えなかった。

なお、前代表監査委員は、本件公用携帯電話でメールの送受信を行っていたと発言したが、携帯電話サービス事業者から入手した料金明細表では、平成 18 年 8 月 1 日から同年 10 月 15 日の間で、メールの送受信による課金はなかった。

ウ 使用方法及び使用料に関する説明

「公用として貸与された携帯電話に使用制限があることは知らなかった。私は民間企業の役員を務めたが、民間企業では、個人に電話を貸与されれば私的にも使用してくださいという意味である。辞職するまで民間感覚が抜けなかった。自分の行動や感覚的なものを 60 歳近くになって変えなさいと言われてもできないことが今わかった。」と述べた。

「月平均使用料約 1 万 6 千円が多いとは思っていない。多い、少ないは感覚の差である。平成 18 年 6 月県議会総務委員会で使用料が高いことを指摘されるまで、パケット通信料が定額となる料金プランにしていなかったことは思慮に欠けると発言したが、公用の携帯電話の使い方に思慮が欠けていたと思っ

エ 委員監査中にアクセスした理由の説明

本庁の部局を対象に委員監査を実施している際に本件公用携帯電話でウェブにアクセスしていた理由として、「他の委員が監査しているときは、自分が発言する機会がなく手持ち無沙汰になるので、そうした時間にアクセスしていた。携帯電話でウェブにアクセスすることが癖になっていた。アクセスしたことで何か県政に生かされたかと聞かれても説明はできない。やってはいけないことをしたと思っている。」と述べた。

2 判断

関係資料の調査、監査委員事務局に対する事情聴取及び関係人調査から、以下の事実が認められた。

- (1) 平成 18 年 7 月 24 日から同年 10 月 15 日までの間、前代表監査委員が本件公用携帯電話でアクセスしていたのは、前代表監査委員個人として投資対象としている 17 銘柄の株価情報を得るためのページのみであること。
- (2) 当該画面にアクセスした目的は、自身のポートフォリオのデータを入手するためであること。
- (3) 平成 18 年 7 月 24 日以降で、新聞社等のサイトにアクセスしたのは、平成 18 年 9 月県議会総務委員会に出席して証言した 10 月 17 日のみであること。

- (4) 平成 18 年 8 月 1 日から同年 10 月 15 日までの間、本件公用携帯電話でのメールの送受信はなかったこと。
- (5) 平成 18 年 7 月 24 日より前における本件公用携帯電話の使用方法は、同日以降の使用方法と同じである、すなわち、私的な情報を得るために本件公用携帯電話を使用していたと前代表監査委員は証言していること。
- (6) 本件公用携帯電話でのダイヤル通話の内容に関して、私的な使用は確認できなかったこと。
- (7) 前代表監査委員の要望に基づき、本件公用携帯電話を貸与した時期は、平成 15 年 12 月と推定されること。また、貸与する際には、出張時の連絡用として利用して欲しい旨を伝えたと複数の監査委員事務局職員が証言していること。

上記の事実関係から、前代表監査委員が、職務を遂行する上で必要となる情報ではなく、私的な情報を得るために本件公用携帯電話を使用していたことは明らかであり、前代表監査委員による本件公用携帯電話の使用は、不適正と言わざるを得ない。

以上のことから、パケット通信料が突如として増加した平成 16 年 4 月から平成 18 年 10 月までのパケット通信料 347,189 円から、割引料金等を控除した県の実質上の支出額 317,579 円は、不当な公金の支出と認められる。

第 4 意見

- 1 法第 198 条の 3 第 1 項では、「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。」と定めている。公正不偏の態度について具体的な定めはないが、一般的に、心のあり方として被監査団体の意見等に惑わされることなく、自立的に自らの信念に基づいて行動するとともに、微細な判断において偏見がなく、客観性を保持し、利己主義的でないことと解されている。

判断で述べた事実を勘案すると、前代表監査委員の行為は、監査委員の服務に違反し、正当な注意を怠り、過失があったと言わざるを得ない。したがって、前代表監査委員に対し、不当な公金の支出額 317,579 円を県に支払うよう勧告すべきであると判断する。

以上の経過を踏まえ、今後監査委員は、原則として公用の携帯電話を所持しないこととする。

- 2 長野県の場合、常勤の監査委員は 1 人のみであり、常勤の監査委員が代表監査委

員を兼ねている。代表監査委員は、監査委員事務局職員を任免することなどから、監査委員事務局に対して権限を有している。今回の問題は、代表監査委員の職にある者に過失があった場合、内部牽制が機能しないという課題を明らかにした。

今回の問題を厳粛に受け止め、監査委員のサービスを具体化した規程の検討及び監査委員事務局の内部牽制が有効に機能するような事務処理制度への改善に取り組むこととする。

- 3 公用携帯電話の貸与基準、使用基準及び料金プランが各部局や使用者の判断に任されていることから、早急に統一的な公用携帯電話の貸与基準や使用基準を定めるよう要望する。